

平成24年12月4日

岐阜大学 学長 森 秀樹 殿

岐阜大学職員組合中央執行委員長 土岐 邦彦

給与引き下げに関する団体交渉要求書

日頃の大学運営に対するご尽力に感謝を申し上げます。

さて、国家公務員給与削減特例法に準じた給与引き下げ措置が始まって、5ヶ月になろうとしています。月々、数万円の減額は、職員の家計に大きなダメージとなっています。12月期の勤勉手当の減給は実施しないという措置は一定評価しますが、今回の給与引き下げの問題が解消されたわけではありません。

給与引き下げは、「震災復興の財源」「運営費交付金の減額」を理由にしたものです。しかし、未だに、減額した分をどのように復興に利用するのか不明であり、その一方で、「復興」予算については、他目的への流用といったずさんな用途が報道されています。また、今年度の運営費交付金は減額されるどころか、全国大学高専教職員組合が文部科学省国立大学法人支援課に照会したところ、「現段階では補正予算の見通しはないので、満額が振り込まれることになる」との回答を得ています。さらに、給与削減の根拠を根底から覆す「国立大学法人等の給与削減分は景気対策に充てる」といった報道も、以前からなされていました。以上のことから、岐阜大学や多くの国立大学法人で行われた給与削減は、何ら根拠のない違法性の高いものである可能性があります。実際、3つの大学職員組合が裁判所に提訴し、さらにいくつかの職員組合においてもその準備が進められています。

一方、文部科学省からの情報によると、来年平成25年度の国立大学法人運営費交付金の総額が8642億円（平成24年度は9320億円）となることが決まりました。すなわち、今年度の約7.3%に相当する678億円の減額です。これは、国家公務員と同等の給与減額に相当する金額です。

以上の状況から、岐阜大学職員組合は以下の要求事項について団体交渉を申し入れします。また、遅くとも12月14日までに、団体交渉に向けた事務折衝を行うことを要求します。

要求事項：

- ・平成24年度に減額した給与の総額を明らかにするとともに、減額した給与を全額職員に返還すること。また、1～3月に予定している給与減額を行わないこと。
- ・12月期勤勉手当の減給を実施しないことを保障する財源を明らかにすること。
- ・岐阜大学に配分される運営費交付金について、平成25年度の配分予定額を明らかにすること。また、平成25年度に実施予定の給与削減の総額を明らかにすること。
- ・岐阜大学の全職員（契約職員やパート職員も含む）に対して、平成25年度の給与減額を行わないこと。

以上